

北労発基 0615 第 4 号  
平成 29 年 6 月 15 日

関係団体の長 殿

北海道労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（協力要請）  
～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～

日頃から労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年の休業 4 日以上の労働災害発生件数を平成 24 年に比して 15% 以上減少させることを目標として推進しているところですが、北海道内における平成 28 年の労働災害発生件数は、1.1% の減少となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおり、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）が約 80% を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項等が実施されていないことが明らかとなったところです。

つきましては、荷役 5 大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チエックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に対する周知・徹底について特段の御配慮をお願いいたします。

＜参考＞

なお、パンフレット及びチェックリストについては、以下の URL からも入手できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)

担当  
安全課 安全専門官  
連絡先 011-788-6371

